



2018年1月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社保有のウェスチングハウス社関連資産の譲渡及び
当社2018年3月末時点の株主資本の見通しについて

当社は、2017年11月19日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にて公表のとおり、米国におけるウェスチングハウス社（以下、WEC）の新型原子炉「AP1000」建設プロジェクトに関する当社親会社保証の責任上限額全額の早期弁済により取得したWECに対する代位債権、ならびに当社がWECを含む申立対象会社（注1）に関連して保有するその他の債権及び株式（以下、WEC関連資産）を、2018年3月末までに第三者に譲渡することを企図しておりましたが、本日、米国The Baupost Group LLC傘下のコンソーシアムであるNucleus Acquisition LLC（以下、Nucleus）を代位債権ならびにその他の債権の譲渡先として、Brookfield WEC Holdings LLC（以下、BWH）を株式の譲渡先として最終的に選定し、各々の譲渡先との間で債権譲渡契約及び株式譲渡契約をそれぞれ締結しましたのでお知らせします。

なお、当該契約締結と併せて、WECの再生手続の主要な利害関係者との間で、再建計画支援契約（以下、支援契約）を締結したことをお知らせ致します。

1. 譲渡先選定に至る経緯

当社は、2017年12月14日付「(開示事項の経過) 米国原子力発電所建設プロジェクトに係る当社親会社保証に関する米国電力会社(米国ジョージア電力社他)への早期弁済について」、及び2018年1月12日付「(開示事項の経過) 米国原子力発電所建設プロジェクトに係る当社親会社保証に関する米国電力会社(米国サウスカロライナ電力&ガス社他)への早期弁済について」にてお知らせしておりますとおり、米国におけるWEC「AP1000」建設プロジェクトに関する当社親会社保証全額の早期弁済を完了し、合計5,788百万米ドル(約6,540億円)のWECに対する代位債権(求償権)を取得しました。

当社は、上記で取得した代位債権を含むWEC関連資産の売却に関し、ファイナンシャル・アドバイザーとしてラザードを起用し、機関投資家・ファンドなどを参加者とした入札プロセスを実施しました。当該入札プロセスにおいては複数の潜在的買主グループからの提案を受領し、当該提案をラザード及びリーガル・アドバイザーのスキヤデン・アープス法律事務所及び西村あさひ法律事務

所の助言を得ながら検証した結果、Nucleus 及び BWH からの共同提案が、当社の企業価値向上及び WEC 再生手続全体の円滑な進捗に最も資するとの包括的な観点から、譲渡先として選定のうえ、債権譲渡契約及び株式譲渡契約をそれぞれ締結したものです。今回、当該代位債権及びその他債権の譲渡対価として Nucleus が提案した価格は公正かつ妥当であり、譲渡完了における蓋然性の高さ、そして特に WEC 再建計画への寄与などの観点から当社にとっても最良であると判断しています。

2. 債権譲渡契約及び株式譲渡契約の概要

債権譲渡契約に基づき、当社は、親会社保証に係る代位債権額面合計 5,788 百万米ドル（約 6,540 億円）、その他債権額面 2,284 百万米ドル（約 2,581 億円）（注 2）を合計対価 2,160 百万米ドル（約 2,441 億円）で Nucleus に譲渡します。今後、当社は、代位債権及びその他債権については今月末までに譲渡代金が支払われ、譲渡が完了することを見込んでおります。

また、株式譲渡契約に基づき、当社が保有する東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社(以下、TNEH(US))及び東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(以下、TNEH(UK))の全株式(以下、併せて WEC 関連株式)を合計対価 1 米ドル（約 113 円）にて WEC の新スポンサーに決定している Brookfield Business Partners LP (以下、Brookfield) 及び Brookfield の他関連会社傘下の法人である BWH に売却します。WEC 関連株式については、2018 年 3 月末までの譲渡完了に向けて、譲渡に必要となる各規制当局対応を Brookfield 及び WEC と進めてまいります。なお、株式譲渡契約の履行により、Brookfield が WEC の支配権を得るわけではありません。

なお、支援契約においては、出資持分への配当順位は、他のすべての WEC に対する債権への配当に劣後することとされていることから、WEC 関連株式は実質的な経済的価値を有さず、上記譲渡価格は、後述の WEC 関連資産の譲渡の主な効果と併せ、合理的であると判断しています。

3. 支援契約等の締結

当社は、WEC 関連資産の譲渡契約の締結と併せて、WEC の再生手続の主要な利害関係者である WEC、債権者委員会、Brookfield、及び Nucleus との間で、支援契約を締結しました。

当該支援契約においては、WEC を含む申立対象会社の再建計画や Brookfield による買収への協力関係、配当順位を含む再建計画の主要条件、再建計画への投票・裁判所認可までのスケジュール等について当事者間で合意しており、申立対象会社の再生手続の適切な完了、及び早期終結に資するものとなっています。また、支援契約においては、WEC の再生手続に関して、今後、当社が債権者委員会等の支援契約の当事者から訴訟を受けるようなリスクを排除することも可能となりました。

支援契約においては、契約締結後速やかに申立対象会社が再建計画を提出し、さらに 2018 年 3 月末までに連邦破産裁判所による再建計画に対する認可決定を得る予定となっております。

なお、2017 年 11 月 19 日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」の時点では具体的なスケジュールを見通すことが困難な状況でありましたが、上記の通り当事者同士でスケジュール実現に向けたマイルストーンを合意したことにより解消しております。

4. WEC 関連資産の譲渡の主な効果

上記のとおり、公正な入札プロセスを実施して、WEC 関連資産の譲渡を行うことにより、以下の効果が得られる予定です。

(1) 内部リソースの再配分

当社は、2017年11月19日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、WECによるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴うのれん及び損失計上の問題が発生して以降、申立対象会社の再生手続に関連する対応を含めて多大な社内リソースを割くことを余儀なくされております。今回、WEC関連資産を各譲渡先に売却することにより、そのような再生手続に係るリソースを大幅に削減し、今後の当社事業運営に集中させることが可能となります。

(2) リスクの遮断

2017年3月29日付「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」にて公表のとおり、再生手続の開始により、WECは当社の実質的な支配から外れ、また連結対象からも外れたことで、すでに実質的にはリスクが遮断された状況でしたが、当社が、今回WECの持株会社の株式である、WEC関連株式の全株式を、別途WEC事業の取得に合意している（取得は規制当局の認可取得及び他クローリング条件次第）Brookfield傘下の法人であるBWHに譲渡し、WECを含む申立対象会社との資本関係を完全に切り離すことにより、これらに付随する不確実性・偶発リスクも大幅に低減することが可能となりました。

また、BWHとは、譲渡先に選定する前提条件として、当社が米国原子力発電所建設プロジェクト以外のWECの事業に関連して提供している親会社保証を、WECの取得を予定している同社へ承継するために、BWHが当社と真摯に協力していくことで合意しており、承継により、当該親会社保証に起因する潜在的なリスクを概ね排除することが期待されます。

(3) 手続き安定性への寄与

支援契約締結により、WECを含む申立対象会社の再建計画や裁判所認可までのスケジュールが明確となり、申立対象会社の再生手続の安定化、及び早期終結が可能となるため、WECの再生手続における主要な利害関係者に価値をもたらすものとなります。

(4) 財務状況の改善

競争力のある複数の提案から当社にとって最良と判断される提案を選定し、代位債権及びその他債権を早期に適切な対価で換価することで、後述のとおり当社の財務状況が大幅に改善されます。

5. 今後の見通し

当社は、昨年11月19日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」、「新株式発行による資金調達について」にて、2018年3月末までに代位債権（求償権）を含む債権の譲渡を完了することにより、メモリ事業の価値確定に伴う税額影響（注3）を軽減することができ、少なくとも約2,400億円の追加的な資本改善を達成することができる見込みであることをお知らせしておりました。

今回、代位債権及びその他債権の譲渡は、今月中の完了を予定しており、当社2017年度連結業績へは、代位債権及びその他債権の譲渡による売却益約2,400億円、税控除後で約1,700億円を計上できる見込みであり、上記の税額影響の軽減による約2,400億円の資本改善を加え、WEC関連株式の譲渡完了如何に係らず、合計約4,100億円の資本改善に寄与する見込みです。

当社は、2017年11月9日付「2017年度第2四半期決算」にて、2018年3月末時点での株主資本が▲7,500億円となることを公表しておりましたが、昨年12月には新株式発行による6,000億円の

資本増強を実施しており、上記の約4,100億円の資本改善を考慮すると、当社は2018年3月末時点の債務超過状態を解消できる見込みです。

当社は2017年11月9日付で2017年度業績見通しを公表しておりますが、今後、見通しの修正実施等の開示すべき事項が生じましたら、速やかにお知らせいたします。

6. 連結子会社の異動

WECの2017年3月29日付の再生手続申立後、TNEH(UK)は当社連結対象から外れておりましたが、米国ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の持株会社であるTNEH(US)は、当社連結子会社として残っておりました。今回、株式譲渡が2018年3月末までに完了した場合には、今年度中にTNEH(US)も当社連結対象から外れることとなります。

(1) 株式譲渡により異動する子会社の概要

① TNEH(US)の概要

(1)名称	東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社 (Toshiba Nuclear Energy Holdings(US))	
(2)所在地	1209 Orange Street, Wilmington, New Castle, DE 19801	
(3)代表者の役職・氏名	社長 堀口 正裕	
(4)事業内容	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の持株会社	
(5)資本金	4,000百万米ドル(4,520億円)	
(6)設立	2006年9月8日	
(7)大株主及び持株比率	株式会社東芝 100%	
(8)当事会社との関係	資本関係	上記(7)の通り
	人的関係	代表者を任命
	取引関係	実取引はありません。

② TNEHグループの最近3年間の経営成績及び財政状態

単位：百万米ドル(億円)	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
純資産	3,799(4,281)	3,425(3,859)	3,439(3,875)
総資産	7,432(8,374)	7,216(8,131)	7,950(8,958)
売上高	4,081(4,598)	3,920(4,417)	4,432(4,994)
営業利益	▲573(▲646)	150(169)	181(203)
税引前利益	▲569(▲642)	163(184)	170(191)
当期純利益	▲482(▲543)	88(99)	116(130)

※TNEH(US)及びTNEH(UK)を含む。両社が株式を保有するWECは、再生手続開始に伴い2017年3月期より非継続化されたため、2014年3月期から2016年3月期のデータを記載。

(2) 株式譲渡の相手先の概要

(1)名称	Brookfield WEC Holdings LLC
-------	-----------------------------

(2)所在地	250 Vesey Street, 15th Floor, New York, New York 10281	
(3)代表者の役職・氏名	Ron Bloom, Vice-Chairman & Managing Partner Mark Weinberg, Managing Partner	
(4)事業内容	WEC グループ会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務	
(5)資本金	非上場のため非公表	
(6)設立	2018年1月5日	
(7)純資産	非上場のため非公表	
(8)総資産	非上場のため非公表	
(9)大株主及び持株比率	Brookfield Business Partners LP 及びその関連会社 100%	
(10)当事会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(3) 譲渡株式数、譲渡価格及び取得後の所有株式の状況

- ① 異動前の所有株式数： 4,000 株
- ② 譲渡株式数： 上述保有株式数全数
- ③ 譲渡価格： 1米ドル（113円）（注：TNEH(UK)株式譲渡分の対価を含む）

(4) 日程（米国現地時間）

- ① 合意書締結日： 2018年1月17日
- ② 株式譲渡完了： 2018年3月末までに（予定）

（注1）米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を開始したWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社。

（注2）内、約1,109億円は中間持株会社からWECグループへの貸付債権であり、実質債権額は当社単独債権の約1,472億円。

（注3）当社は、現在、会社分割にてメモリ事業を承継した東芝メモリ株式会社の株式譲渡の手続を進めていますが、当社が2017年11月9日付「2017年度第2四半期決算」にて公表しているとおり、会社分割が税務上、非適格分割に該当することで時価取引として扱われるため、売却額を基にしたメモリ事業非適確分割評価益10,800億円に対する3,400億円の税額を、当社年間税引前利益見込み4,000億円に対する1,270億円の税額に加えた、合計4,670億円の税金費用を2017年度見込みに織り込んでいます。

*本開示文においては、記載の米ドルを113円/米ドルで円貨に換算しています。

以 上